株式会社ダイカン堺事業所プラント更新事業に係る 環境影響評価実施計画書の概要

1.事業者の氏名及び住所

事業者の名称: 株式会社 ダイカン 代表者の氏名: 代表取締役 吉村太郎

事務所の所在地:本社及び本社工場 大阪市鶴見区焼野3丁目2番79号

堺事業所 堺市西区築港新町 3 丁31番地

2.対象事業の名称

株式会社ダイカン堺事業所プラント更新事業

3.対象事業の目的

当社は、昭和49年に本社焼却工場を建設して以来、産業廃棄物の中間処理業者として、 徹底した選別による廃棄物の「再資源化」

再資源化できない廃棄物の焼却による「減量化」「無害化」「安定化」

というプロセスを事業活動としておこなってきている。

本事業の目的は、現在稼動している当社堺事業所プラントが、設置後20年近く経過してい るため、施設が老朽化しており、熱効率、熱灼減量も悪く、今後、多種・多様化する廃棄物 の適正処理に困窮するものと考えられる。そのため、最新の焼却施設へ更新するものであり、 その際、最新の公害防止設備による機能強化とともに、リサイクルをより一層推進するため に、熱回収の効率化を図り、循環型社会の構築を目指そうとするものである。

なお、本事業は、当社堺事業所の現在の敷地内において、能力の増強を伴う焼却施設(産 業廃棄物中間処理施設)の更新を行うものであり、その変更規模からは、「堺市環境影響評価 条例」の対象事業ではない。

しかしながら、焼却能力の増強を伴う産業廃棄物焼却施設の更新であるとともに、堺事業 所における更新後の焼却能力が堺市内随一となるいう事業の特性を考慮し、同条例第50条で 定められた「自主的な環境影響評価」を行う事業として、同条例に定められた手続きに従っ て環境影響評価を実施するものである。

4.対象事業の実施内容

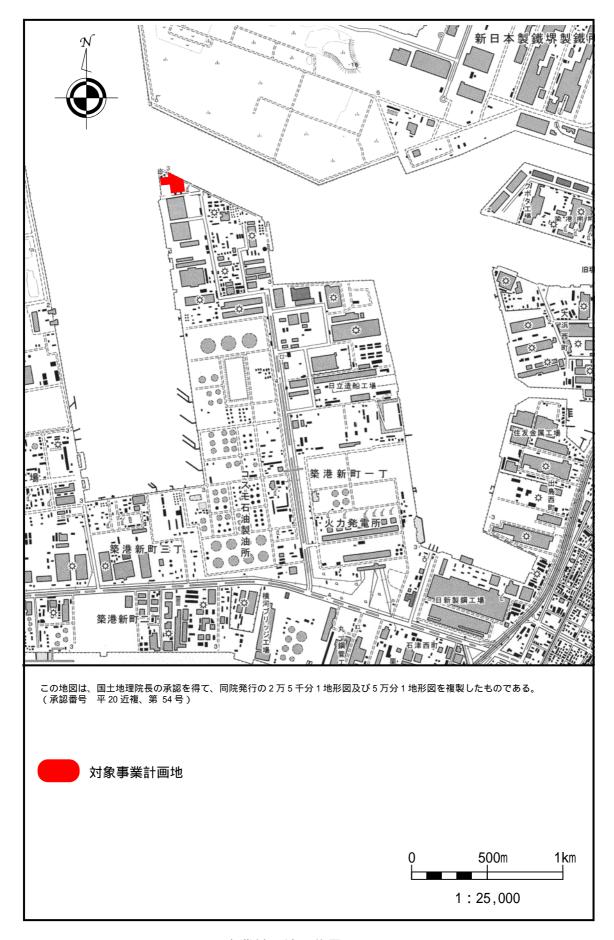
(1)事業の実施場所

株式会社ダイカン堺事業所(堺市西区築港新町3丁31番地)

(2)事業の実施時期

: 平成 22 年度(予定) 新炉竣工・運用開始:平成24年度(予定) 解体工事等完了 : 平成 25 年度(予定)

工期は24ヶ月を計画しており、新施設本格稼動後、旧施設の解体・撤去を行う。



事業計画地の位置

(3)施設の処理能力等

計画施設の規模・能力等

項目		計画施設		
焼却炉形式		往復動式ストーカ炉		
処理能力()は現状に対する増加分		240 t /日(+48 t /日)		
焼却する廃棄物の種類		木くず・紙くず・廃プラスチック類・汚泥・動植物性残渣・繊維くず・金属くず・ガラスくず・ゴムくず・動物系固形不要物・廃油・廃酸・廃アルカリ・特別管理産業廃棄物(廃酸・廃アルカリ)		
発電電力		3,300 kW		
運転条件	稼働時間	24 時間/日		
	稼働日数	310 日/年		
	季節変動	定期検査1回/年		
燃焼温度		800 以上		
滞留時間		2 秒以上		
煙突	高さ(頂部径)	55m(0.95m×2基)		
排ガス温度(煙突出口)		190		
排ガス量	湿り	89,000Nm³/時		
	乾き	73,760Nm³/時		
	酸素濃度(湿り)	9.6%		
排ガス濃度 (O ₂ 12%換算値) (自主管理値)	ばいじん	0.035 g/Nm³以下		
	窒素酸化物	50 ppm以下		
	硫黄酸化物	22 ppm 以下		
	塩化水素	48 ppm 以下		
	一酸化炭素	100 ppm 以下		
	ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/Nm³以下		

(4) 関連車両台数

本施設の稼働に伴い、発生する廃棄物運搬車両の搬入台数は、最大時で10t車30台/日、4t車35台/日、2t車10台/日程度(現状と比較して約10台程度の増加)、通勤利用する乗用車は、通常28台/日程度を想定している。また、工事中は、工事用車両の通行が最大となる時期における車種別走行台数として、大型車で120台/日、中小型トラック5台/日、作業者通勤車両で20台/日程度を想定している。

(5)環境保全対策の実施方針

存在・供用時

(ア)大気汚染防止対策

ばいじん対策はバグフィルタを採用し、硫黄酸化物及び塩化水素対策は、減温反応塔に 苛性ソーダを噴霧するとともに、バグフィルタ入口煙道中に、消石灰を噴霧し中和反応処 理を行い、反応後の消石灰類は、ばいじんとともにろ布で捕集・除去する方式を採用する。

窒素酸化物対策は、ストーカ、二次燃焼室の二段階燃焼とともに、尿素水による無触媒脱硝処理を採用し、併せて触媒反応塔においてアンモニアを吹き込み、窒素酸化物排出量の低減を図る。

ダイオキシン類対策は、再合成を回避するため、排ガスを急冷できる方式を採用し、常 時活性炭を吹き込みによるダイオキシン類の吸着・除去する方式とした。

(イ)排水処理対策

現状と同様、プラント排水は、炉内噴霧処理としたクローズドシステム、生活排水は、 合併浄化槽で適正処理した後、放流する。

(ウ)騒音・振動対策

プラント全体が建屋内に納められた施設配置とし、蒸気タービン等大きな騒音を発生する機器については、防音対策を施した室内に設置する。また、大きな振動を発生する機器については、強固な基礎などの適切な防振対策を施す。

(エ)悪臭対策

悪臭の発生する貯留ピットは屋内に設置するとともに、外部への漏洩防止に努め、建屋内空気を燃焼用空気として吹き込み、高温で臭気を熱分解する。

(オ)景観対策

更新施設の意匠、色彩については、施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう十分配慮したものとし、旧施設撤去跡地は、可能な限り緑化し、緑地面積の維持に努める。

(力)廃棄物対策

更新施設は、将来解体時に分別が容易にできるような構造のものを設計し、再生利用が容易な資材を用いる。焼却灰及びばいじんは、適正処理したうえ、最終処分場にて埋立処分する。

工事中

(ア)大気汚染防止対策

工事工程の分散化、平準化を図り、工事機械の集中を避ける。建設機械は、排出ガス対 策型の使用に努め、定期的な点検・整備を行い、大気汚染物質の発生を抑制する。

工事用車両は、退出時におけるタイヤ洗浄の励行などに努め、幹線道路を使用し、可能な限り生活道路の通行はしない計画とする。

旧施設解体・撤去工事にあたってのアスベスト及びダイオキシン類の飛散防止対策は、 法令・マニュアル等を遵守し、安全に十分注意しながら解体作業を行う。

(イ)排水処理対策

工事区域に降る雨水排水は、沈砂槽で土砂を分離し、上澄み水を放流する。また、生活 排水は、簡易合併浄化処理後放流、し尿等はくみ取りにて処理する。

(ウ)騒音・振動対策

工事工程の分散化、平準化を図り、工事機械の集中を避ける。低騒音・低振動型建設機械の使用に努め、可能な限り敷地境界から離して設置するとともに、アイドリング禁止を励行する。また、防音シート等の設置を行う。

(エ)廃棄物・発生土対策

工事に伴い発生する建設廃棄物は、関係法令に従い、適正な分別・再利用・再資源化に 努めるとともに、これらが困難な廃棄物は、工事施工業者への指導を徹底し、適正な処理・ 処分を行う。なお、旧施設の解体廃棄物は、ダイオキシン類等の汚染物質の残留状況を把握し、その取り扱いを検討する。

工事による発生土は、現場再利用、もしくは、受入基準を満足する事を確認したうえで、 最終処分場へ持ち込む。なお、事前に新施設建設予定地の土壌汚染の調査を行い、汚染が 確認された場合は、関係法令に従い、適正に処分する。

5.環境影響要因と環境影響評価項目

本事業に係る環境影響評価を実施するにあたっては、事業内容や地域の特性等を踏まえ、環境影響要因に対する環境影響評価項目を選定した。

環境影響要因と環境影響評価項目の関係

ペポル自女団 C ペポル自山 III (大口 V I I I II I I I I I I I I I I I I I I							
	環境影響要因の内容						
環境項目	施設等の	施設等の施設の供用		工事の実施			
	存在	施設の稼動	車両の走行	機械の稼動	車両の走行		
大気質	-						
騒音	-	-		-			
振動	-	-		-			
悪臭	-			-	-		
人と自然との							
触れ合い活動の場		-		-			
景観		-	-	-	-		
地球環境	-						
廃棄物、発生土	-		-		-		